

【悪臭防止法】

①悪臭に係る特定施設設置(使用、変更)届出書

概要	静岡県生活環境の保全等に関する条例 91 条第 1 項(92 条第 1 項、93 条第 1 項)の規定により、悪臭に係る特定施設特定施設設置(使用・変更)届出書
提出書類	悪臭に係る特定施設設置(使用、変更)届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	設置の 30 日前まで
提出者	届出者は、悪臭に係る特定施設の設置者 (窓口を持参する方は、どなたでもかまいません)

②悪臭に係る特定施設使用廃止届出書

概要	静岡県生活環境の保全等に関する条例第 96 条の規定による施設使用の廃止届出
提出書類	悪臭に係る特定施設使用廃止届出書
申請書(様式)サイズ	A4(感熱紙は不可)
提出時期	廃止から 30 日以内
提出者	届出者は、悪臭に係る特定施設の設置者 (窓口を持参する方は、どなたでもかまいません)